

令和元年10月11日

鉄道局総務課・安全監理官

台風19号における計画運休に向けて ～鉄道の計画運休の実施についての取りまとめの更新～

台風19号の接近に伴い、既に多くの鉄道事業者が今週末における計画運休の予定を発表しています。今回の計画運休では、先般の台風15号の際に、運転再開時に多くの利用者が駅に集中し入場規制が行われるなど運転再開の際の対応等が課題となったことを踏まえる必要があります。

このため、国土交通省では、本年7月の「鉄道の計画運休の実施についての取りまとめ」を更新し、台風19号における計画運休の実施に当たり、この取りまとめを踏まえた対応が行われるよう、各鉄道事業者等に周知しています。

【主な更新事項】

1. 計画運休の実施について

○空港アクセス路線を有する鉄道事業者は、計画運休の実施や運転再開などに際して、旅客ターミナル施設事業者等と連携して、利用者等の誘導や利用者等への情報提供等を適切に実施する。

2. 運転再開にあたっての安全確認

○確認作業を効率的に実施するため、必要な箇所への要員・資機材の配置など事前準備の強化に努める。

3. 利用者等への情報提供

○運転再開について、利用者等に対しては、被害の具体的な状況や点検・復旧作業の進捗状況などをきめ細かく情報提供し、利用者自らが行動を選択できるような情報発信に努めることが重要である。

○運転再開時には、利用者が駅に集中する一方、列車本数は十分に確保されていないことから、駅での入場規制等の混乱が発生することが想定されるため、路線の状況に応じた情報提供に工夫する必要がある。

4. 計画運休及びその後の運転再開に関する社会的理解の醸成

○運転再開後は輸送力が限られること等から、鉄道事業者の取り組みと合わせて、利用者側による輸送需要を抑制する取り組み(テレワーク、時差出勤など)も重要であることについて、地方自治体、経済界、教育機関、報道機関等とも連携して、社会的理解の醸成に努める。

【参考：計画運休に関するこれまでの経緯】

・平成30年9月の台風第21号や第24号の際に各鉄道事業者が行った計画運休について、同年10月10日に「鉄道の計画運休に関する検討会議」を開催して検証を行い、①利用者の安全確保等の観点から計画運休は必要と考えること、②運転再開にあたっては基本的に全線にわたり安全確認する必要があること、③利用者への情報提供は多様な手段で多言語で行うこと、などから成る中間取りまとめを公表。

・また、本年7月には、中間取りまとめに次の事項を追加した取りまとめを行ったところ。①利用者等が適切な行動を選択できるよう、具体的な情報を適切なタイミングで提供すること、②情報提供のタイムラインをあらかじめ作成しておくこと、③平素から沿線自治体との情報提供・連絡体制の確立に努めること、④状況によっては振替輸送が行われない場合もあること。

・さらに、本年9月の台風第15号で実施された計画運休について、9月19日に検討会議を開催して各鉄道事業者の対応を検証し、上記の7月の取りまとめを更新したもの。

連絡先：鉄道局安全監理官 佐々木、河原
代 表：03-5253-8111(内線：40772、40773)
直 通：03-5253-8548 Fax：03-5253-1634